

九州大学主催 九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク第4回勉強会 —九州大学における輸出管理体制と取組み—

CISTEC 情報サービス・研修部

1 九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク

1) 目的と経緯

—定期的な情報交換・問題意識共有の場—

CISTECは2012年2月3日、九州大学主催のもとで開催された「九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク第4回勉強会」(於：AQUA博多)に聴講参加をさせていただいた。主催者である九州大学国際法務室では、大学の抱える安全保障輸出管理の諸問題について、可能な限り大学間で情報交換を行い、大学における輸出管理体制構築の一助とすべく、2010年12月より安全保障輸出管理担当者間のネットワークを構築し、これまで3回、テーマを設定して勉強会を開催してきたという。第1回は「大学としてどのように輸出『管理』を行うべきか」をテーマに、第2回は「国際化する大学と安全保障上の管理事務問題について」をテーマとした。徐々に、参加大学が増え、2011年7月末に行われた第3回の勉強会(テーマ「輸出管理体制の構築までの道のりと今後の課題」)では12大学31名、今回は14大学33名の輸出管理関係者が参加した。元々は、九州地域内の大学の輸出管理担当者同士でネットワークを構築するための勉強会だったが、現在は関東・関西の大学も本勉強会開催の情報を入手し、自主参加している。

[第4回勉強会参加大学]

熊本大学／西日本工業大学／九州工業大学／佐賀大学／京都大学／大分大学／日本大学／宮崎大学／琉球大学／福岡工業大学／島根大学／神戸大学／山口大学／九州大学

計14大学33名(順不同)



大学における輸出管理の説明会や勉強会は近年、他の大学でも頻繁に行われているが、本勉強会がユニークである点は、参加者が説明を一方的に受けるのではなく、参加者全員が発言の機会を持ち、情報交換のし易いプログラムの組み方と議論の自由度が確保されている点である。通常の説明会では、講師が説明を行い、参加者から数個の質問が出て終了、というスタイルであるが、本勉強会は、いくつかの大学からの輸出管理の進捗状況の報告、次に、1つのテーマを設定し、それに関する講師からの説明とグループ・ディスカッションを行うというスタイルである。

今回は、輸出管理の進捗報告を山口大学の担当者が行った後、今回の勉強会のテーマ「大学における技術の提供の管理」のもと、CISTEC輸出管理アドバイザーの森本正崇講師から技術の提供の管理全般にかかる説明と、九州大学の担当者から大学における技術の提供の課題「技術提供の例外」について報告が行われた。その後、あらかじめ設定された2つのテーマに基づき、5グループに分かれてのグループ・ディスカッションが行われた。

2) テーマ「大学における技術の提供の管理」 —大学特有の課題、効果的な運用方法とは—

技術の提供と教育・研究とが一連で考えられている大学では、技術の提供の適切な管理・運営を推進するにあたり様々な問題を抱えているのが現状である。大学の保有する技術情報の管理責任が大学自身にあること、また安全保障輸出管理の観点から技術情報管理のための体制を構築し、効果的に運用する必要が求められている中、諸問題について可能な限り情報交換を行い、よりよい大学における技術の提供管理体制の構築の一助とするため、今回のテーマを選定したという。また、参加者に対して、各人の立場や法解釈云々より、大いに日頃の悩みや現状への問題意識を“発散”して欲しいという担当者からの説明があった。

特に「技術提供の例外」については、貨物の例外に比べて技術の例外は明瞭ではなく、大学というアカデミアの特性から、九州大学の担当者より経産省の担当者（検査官）に対し、以下の内容の必要最小限の「技術の提供」は管理の例外とできないかという相談を2011年末に行った旨が報告された。

- ・海外の大学や研究機関等との学術的な共同研究（論文等で公表を前提とするもの）
- ・特許出願を契約により約束している共同研究
- ・海外での学会発表、論文発表
- ・留学生への教科書等を用いた教育
- ・留学生に対する教育、研究指導等

本件について様々な意見交換がなされた後、①外国企業と共同研究を行う場合、②留学生等の受入れを行う場合の、2つのテーマ、5グループ（1グループ約4～5人）に分かれてのグループ・ディスカッションが1時間ほど行われた。議論に対して中立な立場を保ちながら、議論をスムーズに調整する“ファシリテーター”のもと、与えられた仮想事例について、担当者としてどう対応していくかの活発な議論が行われた（進行表を参照）。単に大枠のテーマをもとに議論をするのではなく、どの大学にも起こり得る共通の仮想事例を与えられたことにより、活発な議論が交わされていた。事例に対する対応策や意見は一律かと思いきや、大学の方針や体制、担当者によって考え方が微妙に異なっており、

安全サイドで厳しい対応をする大学、そうではなく個々の事例の機微度や懸念度に基づいて判断していく大学等と、それぞれに大学の特徴が出ており、非常に興味深いものであった。その後、論点に対する答えや話し合いで導き出されたものは模造紙に書き写すという作業を行う。議論の中で出た意見全てを書き写しているグループもあれば、グループ内でまとめた意見を整理した後、書き写しているグループもあった。それをグループ・ディスカッション結果発表の際、各グループリーダーが発表を行う。1グループの発表ごとに、森本講師がアドバイスをを行い、疑問点の解消や判断に迷うケースへのより適切な対応への道しるべとなっていた。

CISTECもディスカッションに参加させていただき、中立な立場ということで発表もさせていただいた。議論の中で、説明会の質疑応答やインタビューでは得られない、大学特有の実情や考え方を垣間見ることができ、非常に参考になった。

なお、グループ・ディスカッションの詳細は九州大学国際法務室のホームページを参照していただきたい。

テーマ1：外国企業と共同研究を行う場合

【小テーマ1】

相手先が懸念国・組織(外国ユーザーリスト掲載等)の場合の共同研究受入れについて

- 議論点Ⅰ) 受入れる場合、誰が責任をもって受け入れるか？
(教員個人か部局か大学法人としてか?)
- 議論点Ⅱ) 拒否する場合、大学としてどのような対応が求められるか？
- 議論点Ⅲ) メール、電話等の無形の技術の提供をどのように管理するのか？

【小テーマ2】

相手先が懸念国・組織(外国ユーザーリスト掲載等)ではないが、軍事品生産企業、軍事機関等で、 あることが判明した場合の共同研究受入れについて

- 議論点Ⅰ) 受入れる場合、誰が責任をもって受け入れるか？
(教員個人か部局か大学法人としてか?)
- 議論点Ⅱ) 拒否する場合、大学としてどのような対応が求められるか？
- 議論点Ⅲ) メール、電話等の無形の技術の提供をどのように管理するのか？

テーマ2：留学生等の受入れを行う場合

【小テーマ1】

懸念国、懸念組織(外国ユーザーリスト掲載機関等)からの留学生を受入れについて

- 議論点Ⅰ) 受入れる場合、誰が責任をもって受け入れるか？
(教員個人か部局か大学法人としてか?)
- 議論点Ⅱ) 拒否する場合、大学としてどのような対応が求められるか？
- 議論点Ⅲ) メール、電話等の無形の技術の提供をどのように管理するのか？
- 議論点Ⅳ) 大使館推薦の国費留学生である場合、大学としての判断をどう考えるか？

【小テーマ2】

懸念国、懸念組織(外国ユーザーリスト掲載機関等)からの留学生ではないが、研究分野が大量破壊兵器や通常兵器関連の製造・開発に係る留学生の受入れについて

- 議論点Ⅰ) 受入れる場合、誰が責任をもって受け入れるか？
(教員個人か部局か大学法人としてか?)
- 議論点Ⅱ) 拒否する場合、大学としてどのような対応が求められるか？
- 議論点Ⅲ) メール、電話等の無形の技術の提供をどのように管理するのか？
- 議論点Ⅳ) 大使館推薦の国費留学生である場合、大学としての判断をどう考えるか？



グループ・ディスカッションの様子

2 [参考] 九州大学の輸出管理体制

九州大学の輸出管理体制について、国際法務室国際法務・安全保障輸出管理担当の佐藤弘基氏にお話を伺った。

1) 体制整備

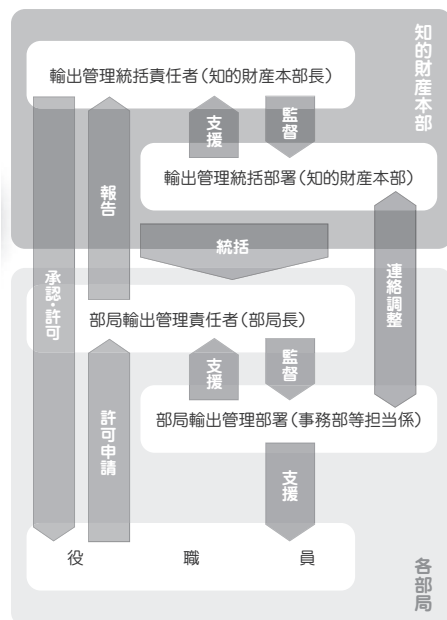
2008年12月、経産省の大学向け輸出管理説明会を受けて、大学法人としての責任を果たすべく体制整備に着手した。パンフレットを作成し、学内全教職員に配布したが、負担の重さに少なからずの反発を受けたという。その1年後にはいくつかの大学、研

究所、大手企業へのヒアリングならびにCPを参考に、九州大学としての安全保障輸出管理規程（CP）を策定、2010年4月に施行した。責任者は副学長・産学連携担当理事とした。また、輸出管理関係書類については、部局の輸出管理担当者（兼務）と統括部署のダブルチェックを採用した。2011年4月、統括部署を知財本部から国際法務室（新設）へと移行させた。国際法務室は室長（事務局長）、副室長（教授、NY州弁護士）、室員3名で輸出管理コンプライアンスだけでなく、英文契約や学術交流等にかかる大学の国際法務業務全般を行っている。

2) 輸出管理実務の流れ

貨物の輸出や技術の提供が行われる際には、教員自らが該非判定を行い、貨物輸出・技術提供許可申請書を作成し、部局輸出管理部署へ提出させる。申請書は①例外確認⇒②第一判定（リスト掲載有無確認）⇒③第二判定（項目別対比表作成）⇒④相手先・用途確認、という流れで作成される（詳細は下記表を参照）。統括部署が最終判定を行い、該当の場合は経済産業大臣の許可申請を行う。非該当の場合は責任者名で非該当証明書を発行する。必要に応じ九州経済産業局に相談を行い連携をとりながら業務を遂行している。

九州大学の安全保障輸出管理組織体制



【各担当ごとの輸出管理業務内容】

